

別紙

業 務 仕 様 書

1 適用

この仕様書は、三重県警察学校における環境衛生維持管理業務について適用する。

2 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間

3 履行場所

三重県津市高茶屋四丁目2750-1 三重県警察学校

4 業務の概要

(1) 空気環境測定

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第3条及び第3条の2に基づく事項について、7ポイント（外気1ポイント含む。）で2月以内ごとに1回定期に実施すること。

実施後は測定結果をまとめ、選任の建築物環境衛生管理技術者が確認の上、施設管理者に報告すること。

(2) 飲料水水質検査

ア 残留塩素測定

施行規則第4条第1項第7号に基づく事項について、遊離残留塩素濃度測定を7日以内ごとに1回定期に実施すること。

イ 飲料水水質検査

(ア) 施行規則第4条第1項第3号イに基づく事項について、6月以内ごとに1回実施すること（令和9年2月実施）。

(イ) 施行規則第4条第1項第3号イ及びロに基づく事項について、毎年1回実施すること（令和8年8月実施）。

(3) 受水槽の清掃（37m³）

施行規則第4条第1項第7号の規定に基づく事項について、1年以内に1回定期に実施すること。併せて槽内点検及び槽内の水質検査を行うこと。

(4) 簡易専用水道施設検査

水道法第34条の2第2項に基づく簡易専用水道施設検査を、厚生労働大臣が指定する機関で1年以内に1回定期に受けること。

(5) 雑用水水質検査

ア 残留塩素測定

施行規則第4条の2第1項第5号に基づく事項について、遊離残留

塩素濃度測定を7日以内ごとに1回定期に実施すること。

イ 雑用水水質検査

施行規則第4条の2第1項第3号ハに基づく事項について、検査を2月以内ごとに1回定期に実施すること。

5 業務条件

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第12条の2第1項第2号又は第8号に掲げる事業について、三重県知事の登録を受けている者であること。
- (2) 法第12条の2第1項第5号に掲げる事業について、三重県知事の登録を受けている者であること。
- (3) 法第6条第1項による建築物環境衛生管理技術者を選任すること。

6 業務従事者

業務責任者を定め、業務従事者を報告すること。

7 建築物環境衛生管理技術者の責務

選任された建築物環境衛生管理技術者は、業務計画書の立案又は監修を行い、選任の建築物について環境衛生の維持管理に関する監督を行い、衛生的環境の確保に努めること。

8 業務報告及び検査

業務が完了した際は、下記書類を速やかに提出し、委託者の検査を受けること。

（提出書類）

完了報告書	1部
測定記録・検査記録表	1部
水質検査成績書	1部
受水槽清掃作業報告書	1部

9 留意事項

作業の実施に当たっては、委託者の業務に支障を及ぼさないように十分配慮すること。

また、構内の建物、工作物、備品等に損害を与えた際は、直ちに委託者に報告するとともに、これを賠償しなければならない。

10 条件

令和8年度の契約締結は、令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

11 その他

本仕様に定めのない事項に関して疑義が生じた場合には、必要に応じて双方協議の上、決定すること。